

○福島市公告式規則

平成十年九月十一日規則第三十五号

福島市公告式規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第五項に規定する市長の定める公表を要する規程以外の告示、公告（以下「告示等」という。）の公示について必要な事項を定めるものとする。

(告示等の公示)

**第二条** 告示等を公示しようとするときは、公示の年月日及び市長名を記入し、市長印を押すものとする。

2 告示等は、福島市公告式条例（昭和二十五年条例第二十五号）第二条第二項に定める掲示場に掲示して公示する。

(施行期日)

**第三条** 告示等は、告示等に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前に行った告示等は、この規則により行った告示等とみなす。